

平成22年(ワ)第33711号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 三井ホームエステート株式会社

平成23年9月28日

東京地方裁判所民事第8部甲合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士(主任) 田中博文

同 佐々木幸孝

取 下 書

上記当事者間の貴庁平成22年(ワ)第33711号差止請求事件について、
原告は訴えのうち、

- 1 訴状「請求の趣旨」1項の請求のうち、別紙記載の意思表示の差止を求
める部分
 - 2 同2項の請求のうち、別紙記載の意思表示が記載された契約書用紙の破
毀を求める部分
 - 3 同3項の請求のうち、被告が被告従業員に対して、別紙記載の意思表示
をおこなわないこと、及びこれらの意思表示が記載された契約書用紙を破
毀することを周知・徹底させる措置を求める部分
- を各取り下げる。

上記訴えの一部取り下げに同意する。

平成23年9月28日

被告訴訟代理人

弁護士

別紙

訴状第1請求の趣旨1項のうち、

- 1 同1項(1)、(2)記載の各意思表示
- 2 同1項(3)記載の意思表示のうち、「賃貸借契約終了時、経年変化・自
然損耗の場合でも、重量物の設置による床材等のへこみや冷蔵庫の後ろ等
の電気焼けの原状回復費用は、賃借人の負担とする」との意思表示

以上